

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

厚生労働省告示第三百四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表の006の改正規定については、同年十月一日から適用する。

令和二年八月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 出 後	改 出 前
<p>別表 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一 一 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章 第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～014 （略） 015 <u>人工鼻材料</u> (1) <u>人工鼻</u> — <u>標準型</u> 492円 — <u>特殊型</u> 1,000円 (2) <u>接続用材料</u> — <u>シール型</u> 675円 — <u>チューブ型</u> 17,800円 — <u>ボタン型</u> 22,100円 (3) <u>呼吸弁</u> 51,100円 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、 第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィ ルムを除く。）及びその材料価格 001～057 （略） 058 <u>人工膝関節用材料</u> (1) <u>大腿骨側材料</u> ～ （略） 片側置換用材料（間接固定型） ア・イ （略） ウ <u>手術用支援機器専用型</u> 157,000円 (2) <u>脛骨側材料</u> ～ （略） 片側置換用材料（間接固定型）</p>	<p>別表 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一 一 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章 第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～014 （略） （新設） 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、 第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィ ルムを除く。）及びその材料価格 001～057 （略） 058 <u>人工膝関節用材料</u> (1) <u>大腿骨側材料</u> ～ （略） 片側置換用材料（間接固定型） ア・イ （略） （新設） (2) <u>脛骨側材料</u> ～ （略） 片側置換用材料（間接固定型） 105,000円</p>

	<u>ア 標準型</u>	<u>105,000円</u>
	<u>イ 手術用支援機器専用型</u>	<u>118,000円</u>
059 ~ 132	(略)	
133	血管内手術用カテーテル	
	(1) ~ (13) (略)	
	(14) <u>頸動脈用ステントセット</u>	
	— <u>標準型</u>	<u>172,000円</u>
	— <u>特殊型</u>	<u>180,000円</u>
	(15) ~ (22) (略)	
134 ~ 143	(略)	
144	両室ペーシング機能付き植込型除細動器	
	(1) 単極又は双極用	
	・ (略)	
	— <u>抗頻拍ペーシング機能付き</u>	<u>4,440,000円</u>
	— <u>長期留置型</u>	<u>3,780,000円</u>
	(2) 4極用	
	・ (略)	
	— <u>抗頻拍ペーシング機能付き</u>	<u>4,750,000円</u>
	— <u>長期留置型</u>	<u>4,190,000円</u>
145	(略)	
146	大動脈用ステントグラフト	
	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)	
	・ (略)	
	— <u>ポリマー充填型</u>	<u>1,430,000円</u>
	(2) ~ (7) (略)	
147 ~ 206	(略)	
207	<u>人工鼻材料</u>	
	(1) <u>人工鼻</u>	
	— <u>標準型</u>	<u>492円</u>
	— <u>特殊型</u>	<u>1,000円</u>
	(2) <u>接続用材料</u>	

	(新設)	
	(新設)	
059 ~ 132	(略)	
133	血管内手術用カテーテル	
	(1) ~ (13) (略)	
	(14) <u>頸動脈用ステントセット</u>	<u>172,000円</u>
	(新設)	
	(新設)	
	(15) ~ (22) (略)	
134 ~ 143	(略)	
144	両室ペーシング機能付き植込型除細動器	
	(1) 単極又は双極用	
	・ (略)	
	(新設)	
	(新設)	
	(2) 4極用	
	・ (略)	
	(新設)	
	(新設)	
145	(略)	
146	大動脈用ステントグラフト	
	(1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)	
	・ (略)	
	(新設)	
	(2) ~ (7) (略)	
147 ~ 206	(略)	
	(新設)	

— シール型	675円
— チューブ型	17,800円
— ボタン型	22,100円

～ (略)

歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001～005 (略)		
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	2,450円
007～057 (略)		
058 C A D / C A M 冠用材料 (1)～(3) (略)		
(4) C A D / C A M 冠用材料()	1 個	5,760円
059～068 (略)		

・ (略)

経過措置

(1) の規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

133 (略)	(略)	(略)
133 血管内手術用カテ テル (14) 頸動脈用ステ ン トセット — 特殊型	令和2年9月1日から 令和4年8月31日まで	184,000円

～ (略)

歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001～005 (略)		
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	2,662円
007～057 (略)		
058 C A D / C A M 冠用材料 (1)～(3) (略)		
(新設)		
059～068 (略)		

・ (略)

経過措置

(1) の規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

133 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

<u>(承認番号)</u>					
30100BZX00251000					
199 (略)	(略)	(略)	199 (略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)			(2)・(3) (略)		